

広島市規則第33号

令和8年3月27日

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

広島市下水道条例施行規則（昭和47年広島市規則第82号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第43条」の右に「及び第43条の3」を加える。

第6条中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改める。

第7条中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に、「第32条において」を「第32条及び第43条の3において」に改める。

第9条中「及び第43条」を「、第43条及び第43条の3」に改める。

第11条中「第32条」の右に「及び第43条の3」を加える。

第13条の見出し中「に設ける」を「又は共同浄化槽に設ける」に改め、同条中「第28条第1項各号」及び「第22条」の右に「（条例第43条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「農業集落排水処理施設区域」を「農業集落排水処理施設にあつては農業集落排水処理施設区域、共同浄化槽にあつては共同浄化槽区域」に、「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に、「第26条に規定する」を「第26条（条例第43条の3において準用する場合を含む。）に規定する必要な」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項」の右に「（条例第43条の3において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「第28条第2項」の右に「（条例第43条の3において準用する場合を含む。）」を加える。

第15条中「第30条」の右に「（条例第43条の3において準用する場合を含む。）」を加え、「の管渠<sup>きよ</sup>」を「又は共同浄化槽の管渠<sup>きよ</sup>」に改める。

第16条第1項中「予定される区域」の右に「（共同浄化槽区域を除く。）」を加える。

第17条第1号中「市営浄化槽」の右に「（共同浄化槽を除く。以下同じ。）」を加える。

第24条第5号中「6か月」を「1年」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。